

1. 情報提供業務



1-1 令和4年度における業務の概況

(1) 利用者の利便性向上のための取組 —サポートダイヤルの活用、Q&Aの充実—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において実施し、日々多数の問合せに対応している。

サポートダイヤルについては、令和4年度に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が560万件に達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降、メールによる情報提供件数は増え続けており、令和4年度の問合せ件数は、前年度と比べ約11,000件増加し、71,000件を超えた。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として平成27年10月から開始した、各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を継続した。また、ナビダイヤルによる振分機能（利用者がサポートダイヤルと地方事務所を選択できる機能）の導入を拡大し、利用者の目的に合ったサービスを速やかに提供することが可能となった。さらに、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続が完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対し、法律相談援助を利用する要件となる収入や資産状況を確認し、スムーズに予約等につなげる取組を始めた。この取組は、平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大しており、令和4年度も継続することで、法律相談への橋渡しを行っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応では、ホームページに掲載したQ&Aを随時更新し、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。

(2) 品質向上のための取組 —データの拡充と最新化、研修等—

法テラスでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。令和4年度は、よく利用されるFAQ1,125件をホームページで継続公開するとともに、129件を更新し、43件を新規作成した。また、関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）のデータ拡充と最新化に努めており、令和4年度は既存の相談窓口情報2,700件を更新し、新たに63件を追加した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（実際に対応した通話音声記録（コールログ）を専門業者が評価したもの）の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図っている。

また、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを、民法改正を踏まえた内容に更新した上で、利便性を高めるため、地方事務所等の端末において視聴できるようにし、これを活用した研修を地方事務所において実施した。

さらに、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースに関する検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、情報提供担当者のコミュニケーション傾向

に関するチェックリストを用いた自己分析や事例検討を含む高齢者・障がい者に関する知識、必要とされる配慮、対応に関する研修を行い、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を行った。

(3) 多言語での情報提供 — 外国語話者の司法アクセス向上に向けた取組 —

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。多言語情報提供サービスは「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(注)の一つであり、外国語話者の司法アクセス向上のための取組として、英語など10言語でリーフレットを作成した。また、外国語話者(スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語)に対するアンケートを実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

令和4年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語であり、問合せ件数は6,803件であった。

(注) 政府により決定。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。外国人に対する情報発信及び相談体制充実の具体的施策の一つとして当サービスが掲載されている。

(4) 外国人在留支援センター (FRESC) における取組

外国人在留支援センター (Foreign Residents Support Center 通称: FRESC /フレスク) 内に、法テラス本部国際室を設置し、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。令和4年度の具体的な取組としては、問合せ対応のほか、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催した。

(5) 法教育の取組 — 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施 —

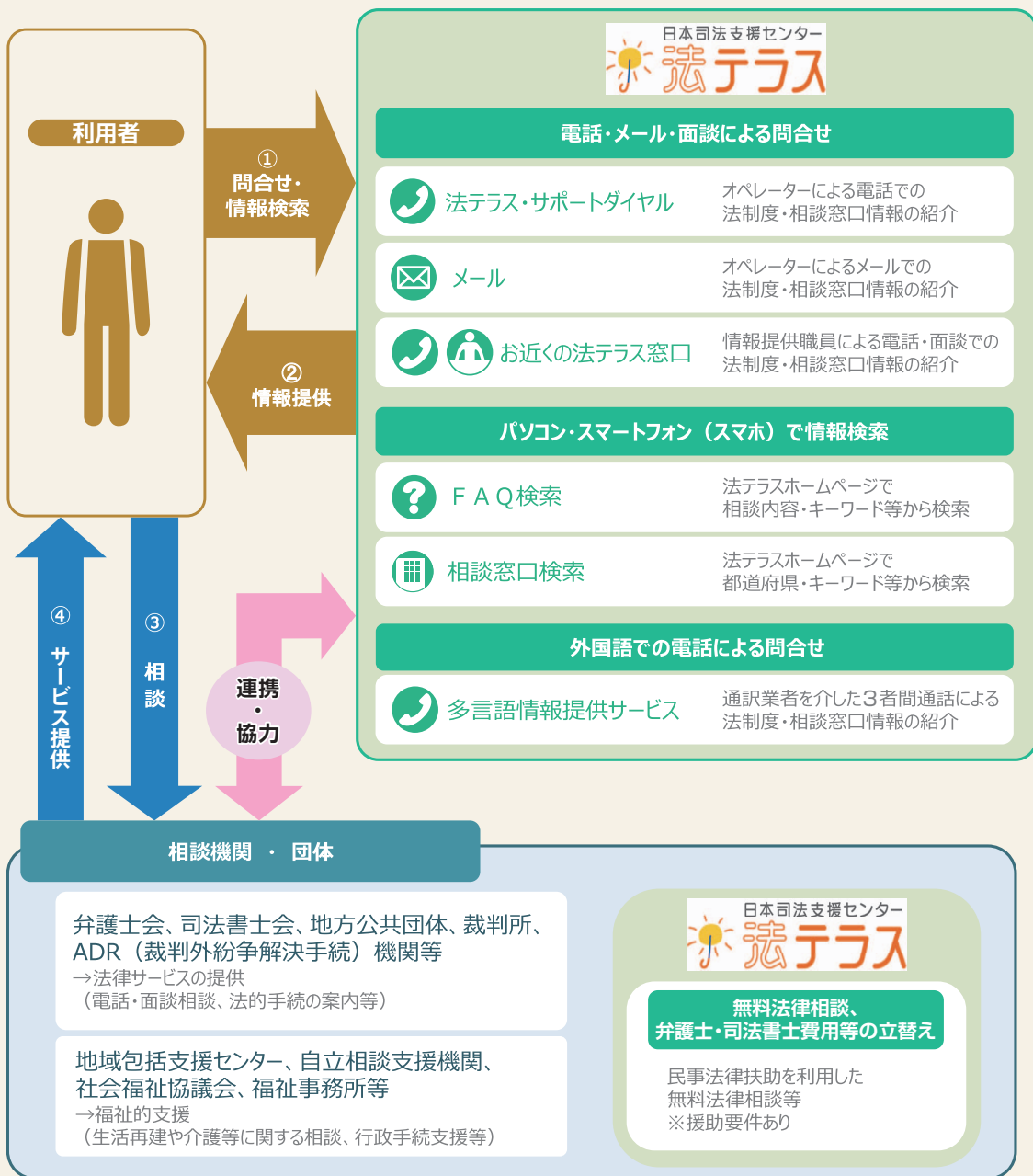
総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中で持つ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要との観点から、平成22年度以降、法テラスでは情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

令和4年度からは、法テラスの取組内容を、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業であると位置付け、全国の地方事務所において、講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等を行ってきた。令和4年度も引き続き、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような取組を実施したほか、大学等と連携し、SNSやアルバイトにおけるトラブルなど、若年層へ向けた法教育にも取り組んだ。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえつつ、現地開催と配信の併用型や、チャット機能を利用して配信中に質問を受け付ける参加型など、社会のデジタル化の流れに対応した取組を行った。

1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判、その他の法的紛争解決のための制度を有効に利用するための情報（法制度情報）及び②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないため、広く国民等にかかれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応している（資料1-1参照）が、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを活用した情報提供も行っている。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



1-3 問合せ件数

(1) サポートダイヤル

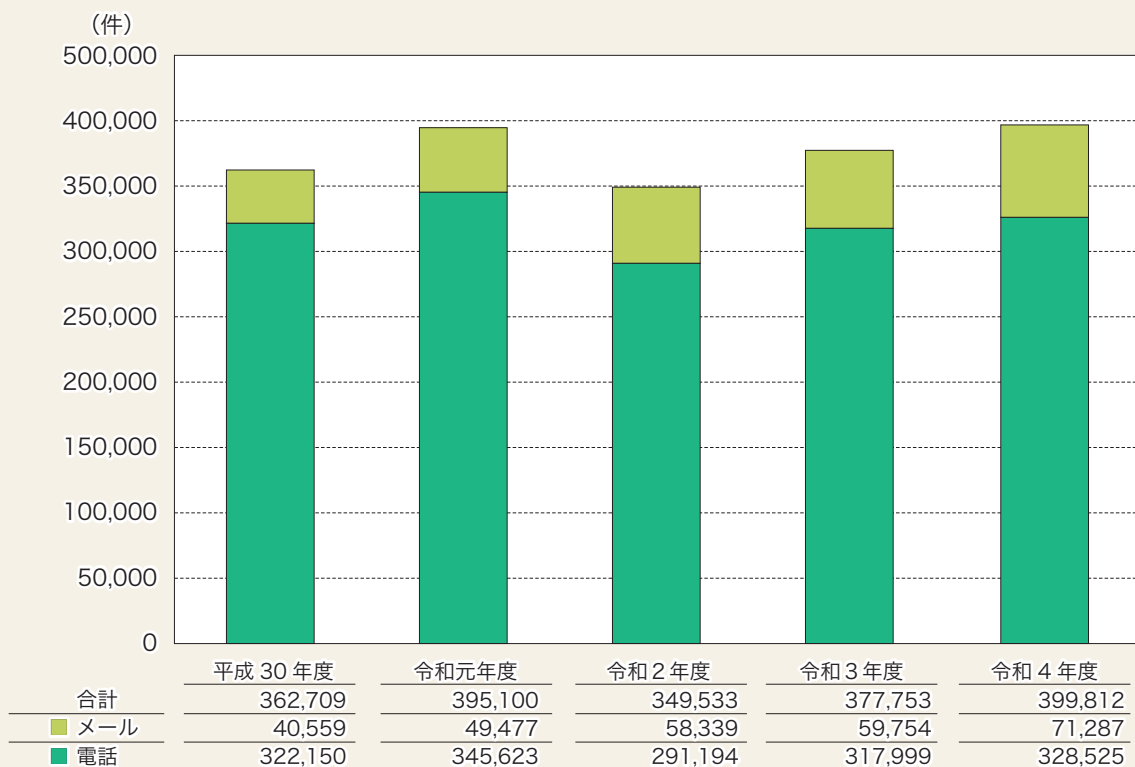
平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機に、より親しみを持てるよう、通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間については平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとし、平日の日中に仕事・その他の事情で電話できない方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成30年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務縮小のため減少した電話による問合せ件数については、令和3年度から増加に転じ、令和4年度は更に増加した。

また、平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降増え続けており、令和4年度は、前年度と比べ約11,000件増加し、71,000件を超えた。電話及びメールによる累計問合せ件数は、560万件に達した。

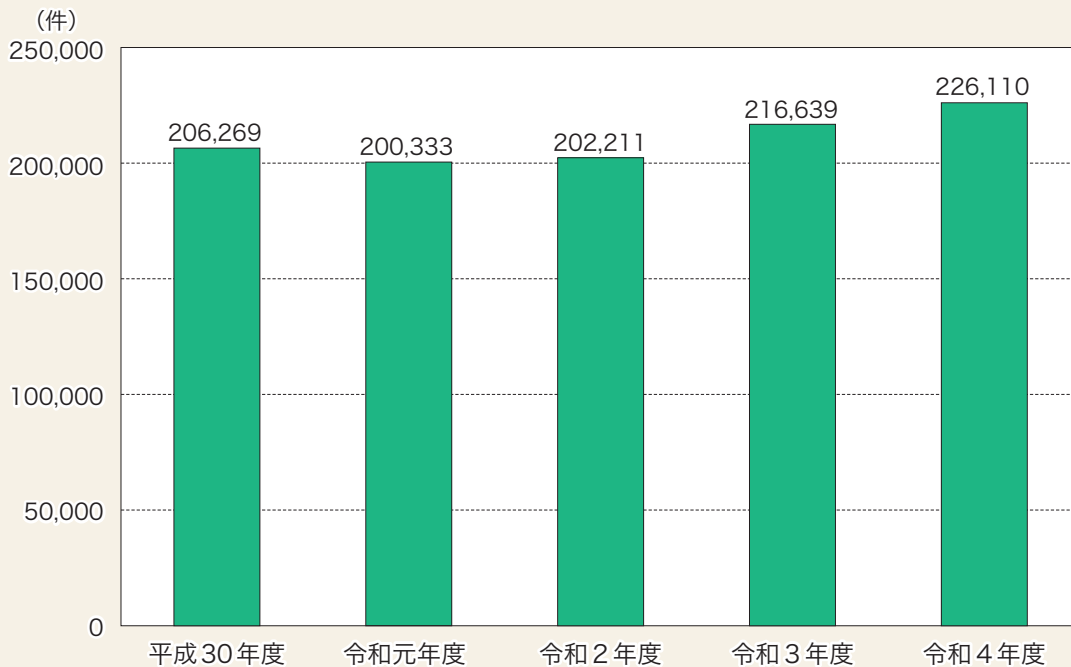
資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。平成30年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は、資料1-3のとおりである。

資料 1-3 地方事務所問合せ件数の推移

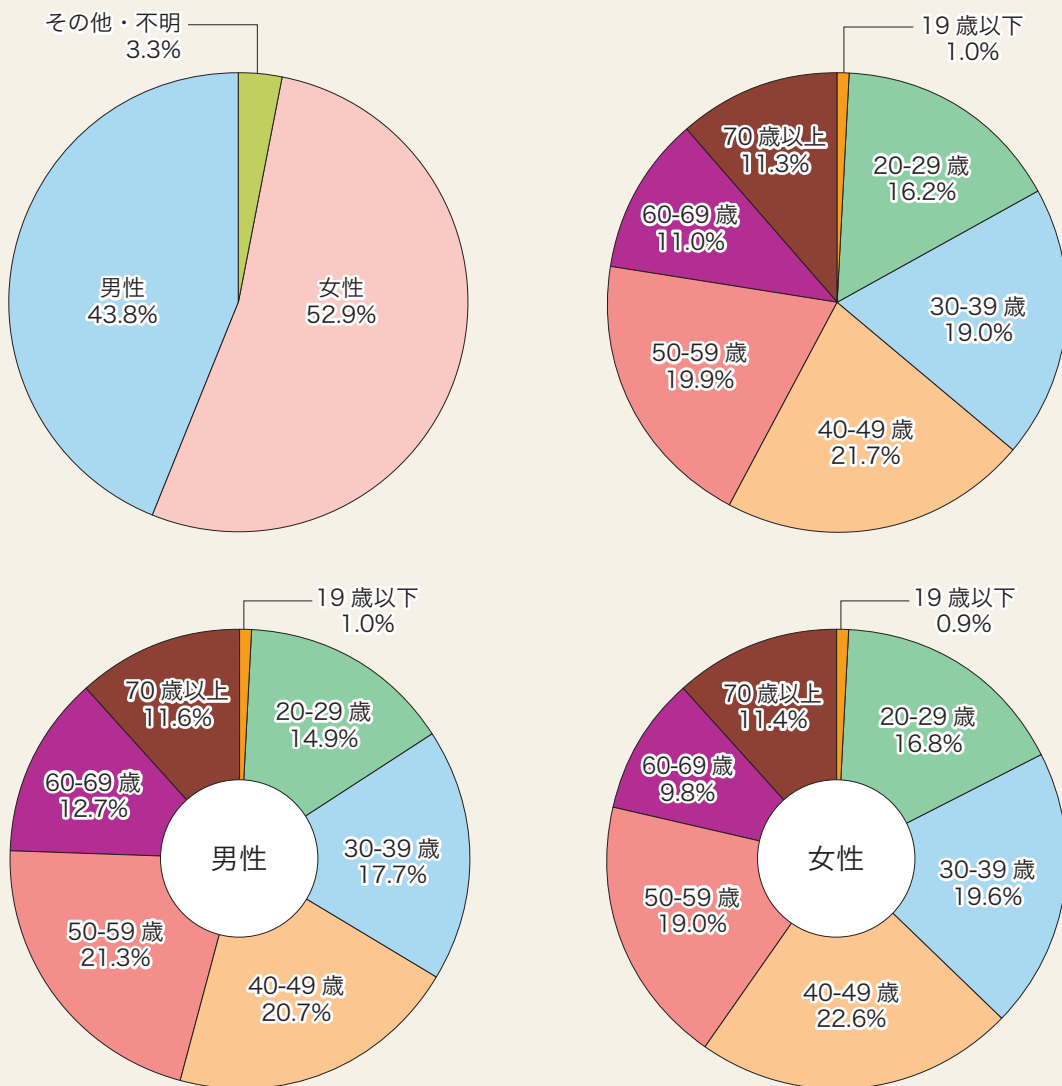


1-4 問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

令和4年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別及び年代は、資料1-4のとおりである。利用者は女性の比率が高くなっており、年代別にみると、30代と40代で全体の4割以上を占めている。

資料 1-4 令和4年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代

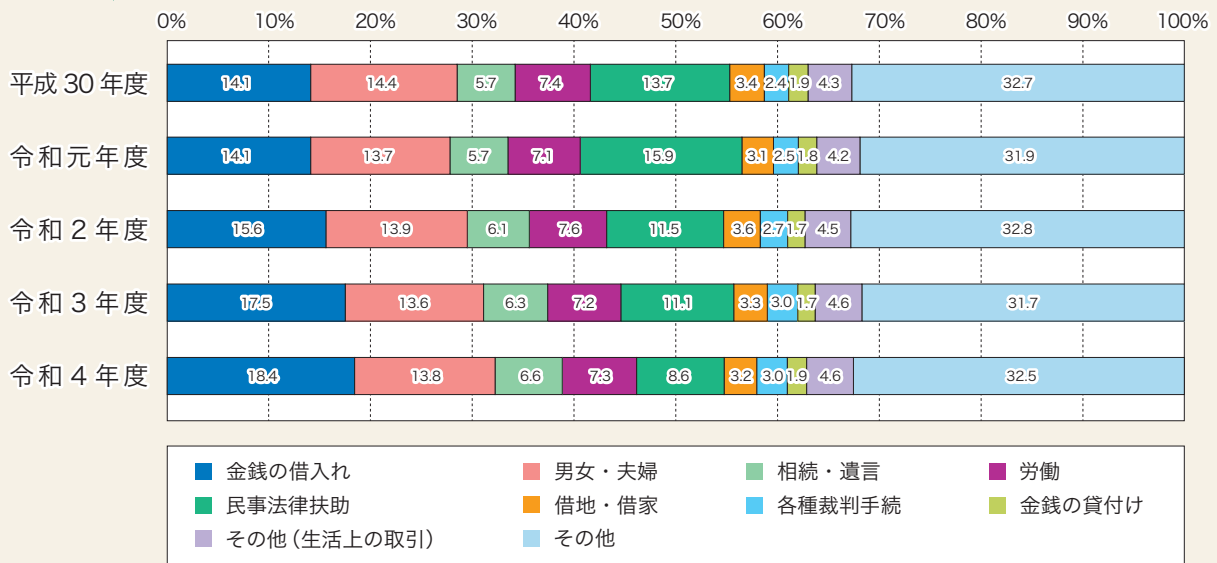


(注) 年代を含むグラフは、令和4年9月から令和5年3月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

平成30年度以降のサポートダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。問合せが多い内容は、金銭の借入れ、男女・夫婦、民事法律扶助である。

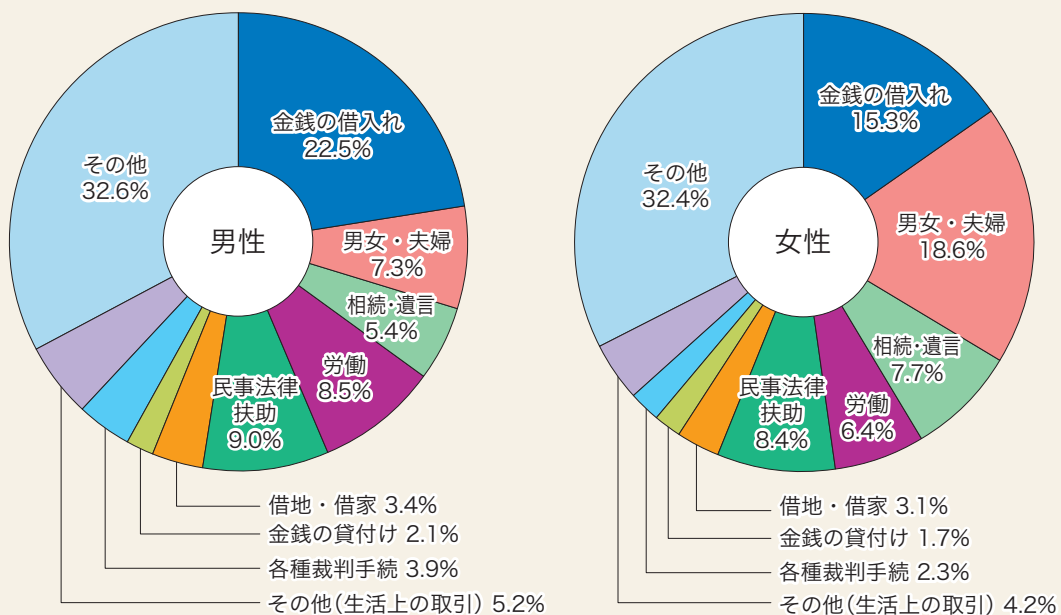
男女別の問合せ分野は、資料1-6のとおりである。男性からの問合せは金銭の借入れが多く、女性からは男女・夫婦が多い傾向にある。

資料1-5 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



(注)「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

資料1-6 令和4年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳(男女別)



(注)「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

問合せ分野ごとの男女件数は、資料1-7のとおりである。女性からの問合せ比率が特に高い分野は、男女・夫婦、子ども、家族などである。一方、会社、賃金・退職金、各種裁判手続などの分野は男性の比率が特に高くなっており、男女ごとの問合せ傾向に違いが見られる。

資料1-7 令和4年度サポートダイヤル問合せ分野別件数（男女別・上位30分野）

順位	問合せ分野	件数			
		合計	分野別男女件数		
			男性	女性	その他・回答なし
1	金銭の借入れ	72,020	39,408	32,257	355
2	男女・夫婦	53,872	12,764	39,332	1,776
3	民事法律扶助	33,641	15,810	17,689	142
4	【参考】労働に関する問合せ合計（注1）	28,683	14,897	13,604	182
5	相続・遺言	25,842	9,528	16,224	90
6	その他（生活上の取引）	18,064	9,063	8,864	137
7	借地・借家	12,627	6,005	6,523	99
8	各種裁判手続	11,714	6,886	4,770	58
9	犯罪被害者	8,728	3,399	5,252	77
10	高齢者・障がい者	7,446	2,868	4,560	18
11	金銭の貸付け	7,341	3,724	3,573	44
12	その他（職場）	6,433	3,607	2,770	56
13	いじめ・嫌がらせ	6,232	2,971	3,237	24
14	定年・退職・解雇	6,215	3,113	3,073	29
15	その他（家族）	5,982	1,978	3,934	70
16	損害賠償	5,790	3,146	2,619	25
17	子ども	5,110	1,449	3,566	95
18	賃金・退職金	3,956	2,377	1,561	18
19	情報提供	3,860	1,866	1,978	16
20	その他の法律事務	3,481	1,772	1,651	58
21	その他（会社）	3,403	2,300	1,094	9
22	名誉毀損	3,311	1,403	1,823	85
23	弁護士	3,303	1,632	1,641	30
24	刑事手続の仕組み	3,188	1,807	1,362	19
25	その他（法テラス）	3,082	1,600	1,467	15
26	生活福祉	3,012	1,608	1,389	15
27	その他（犯罪・刑事事件）	2,882	1,601	1,268	13
28	インターネット取引	2,674	1,420	1,225	29
29	その他（医療）	2,620	1,207	1,406	7
30	民事上の問題	2,331	1,221	1,082	28

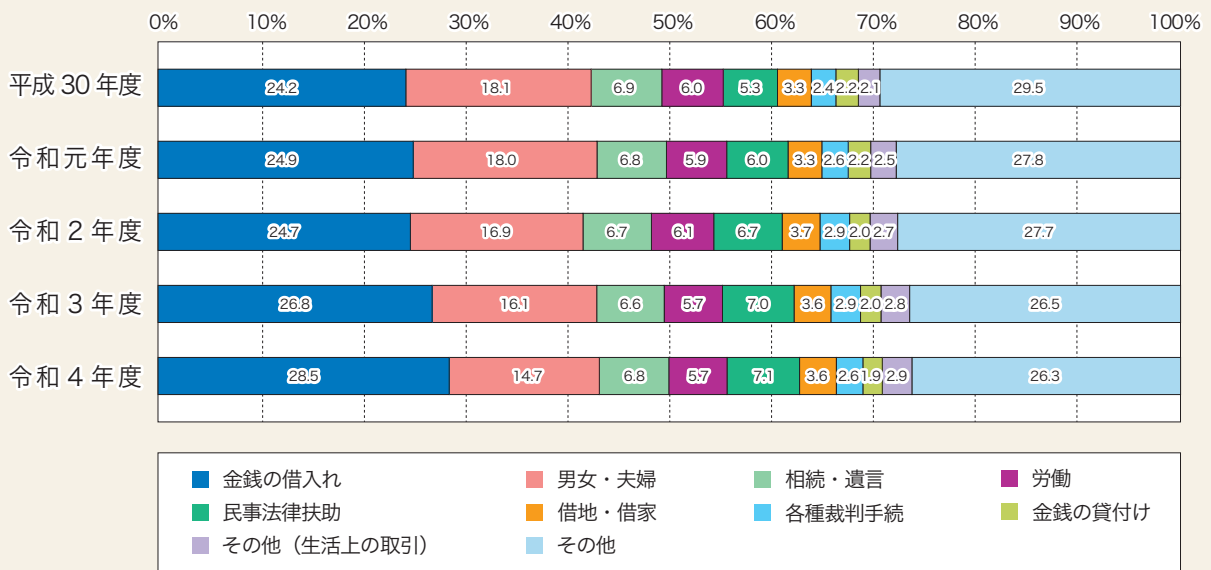
（注1）「労働に関する問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。

（注2）資料1-4に示した利用者の男女比（男性43.8%、女性52.9%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（53.8%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（62.9%以上）を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成30年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-8のとおりである。いずれの年度も金銭の借入れが最も多い。

資料1-8 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



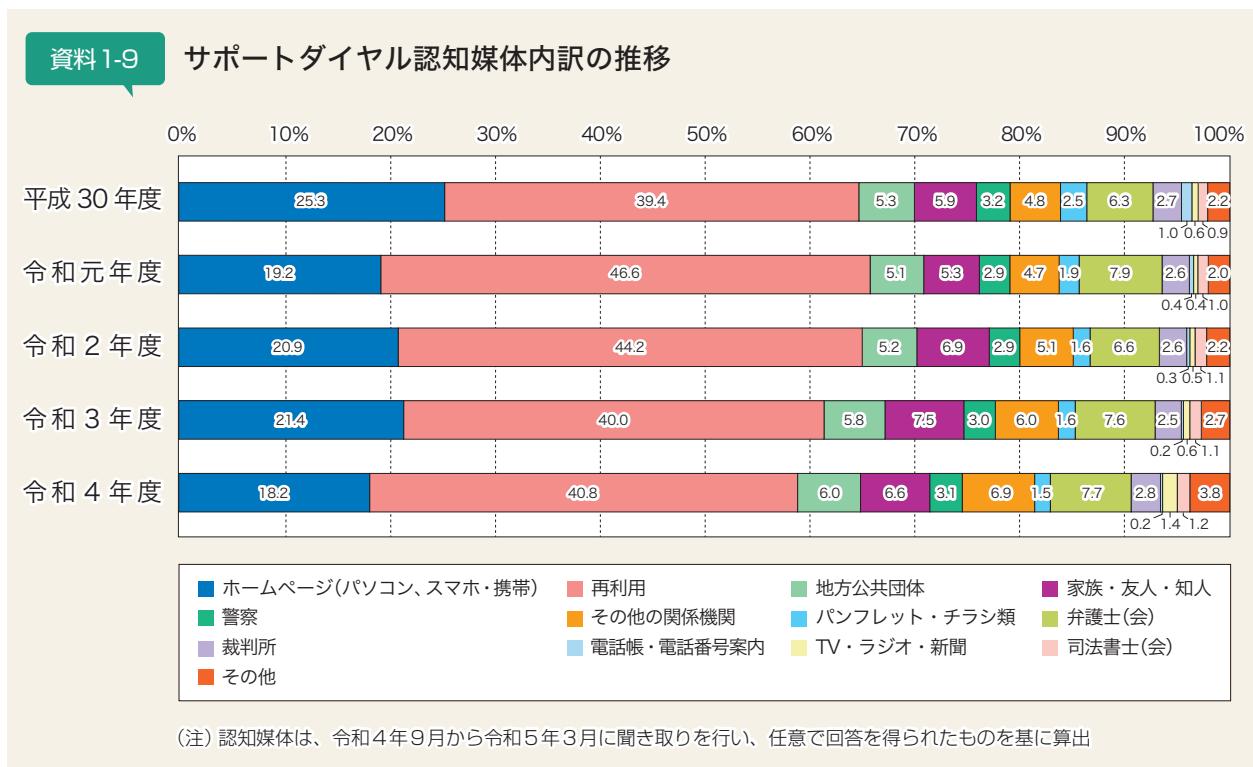
(注)「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

1-5 認知媒体

(1) サポートダイヤル

平成30年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体（注）の内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いでホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと



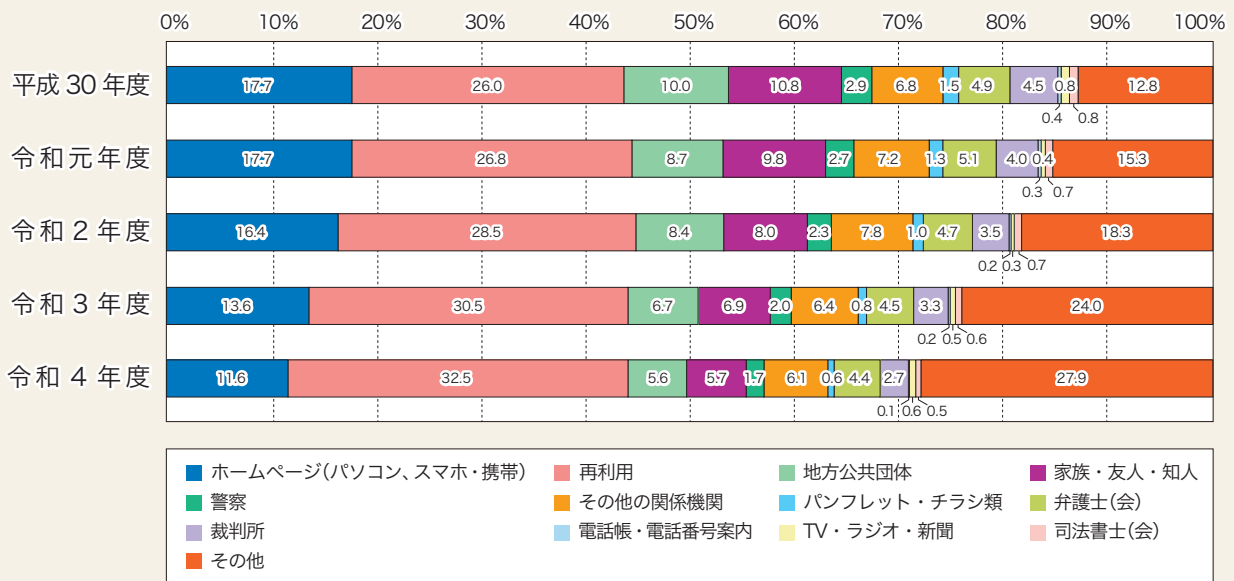
(2) 地方事務所

平成30年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体の内訳は、資料1-10のとおりである。

サポートダイヤルと同様に、再利用の割合が最も高く、次いでホームページとなっている。

地方事務所の特色として、地方公共団体、裁判所などの関係機関から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-10 地方事務所認知媒体内訳の推移



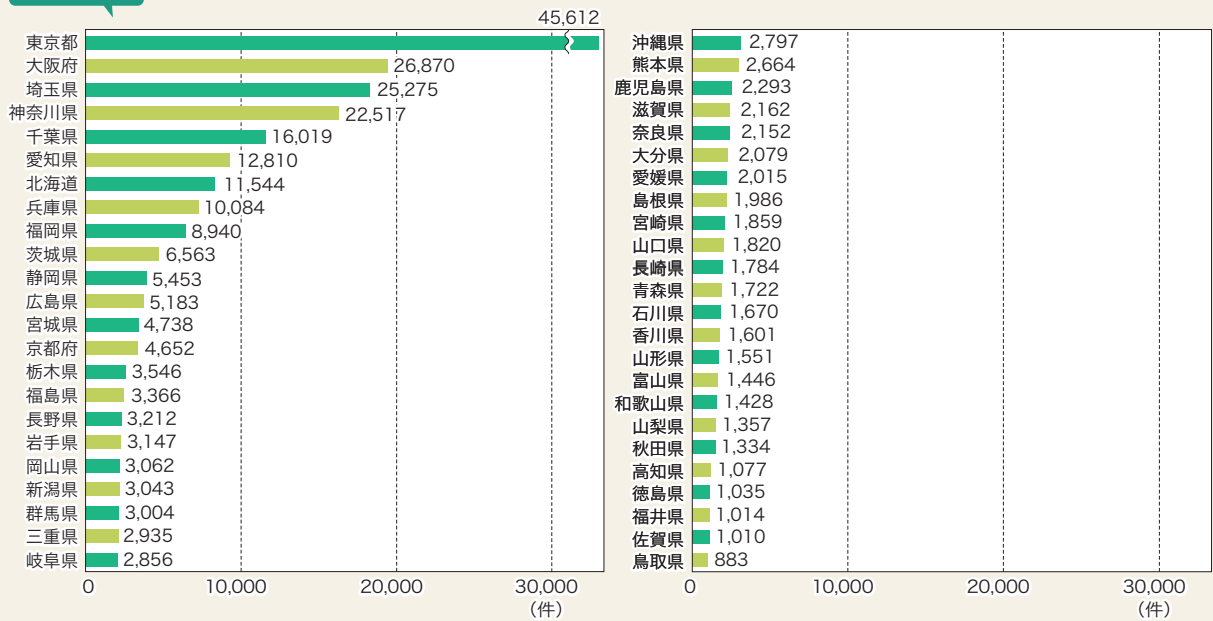
1-6 利用者の地域分布

(1) サポートダイヤル

令和4年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-11のとおりである。東京、大阪、埼玉をはじめとする大都市圏での利用が多い。

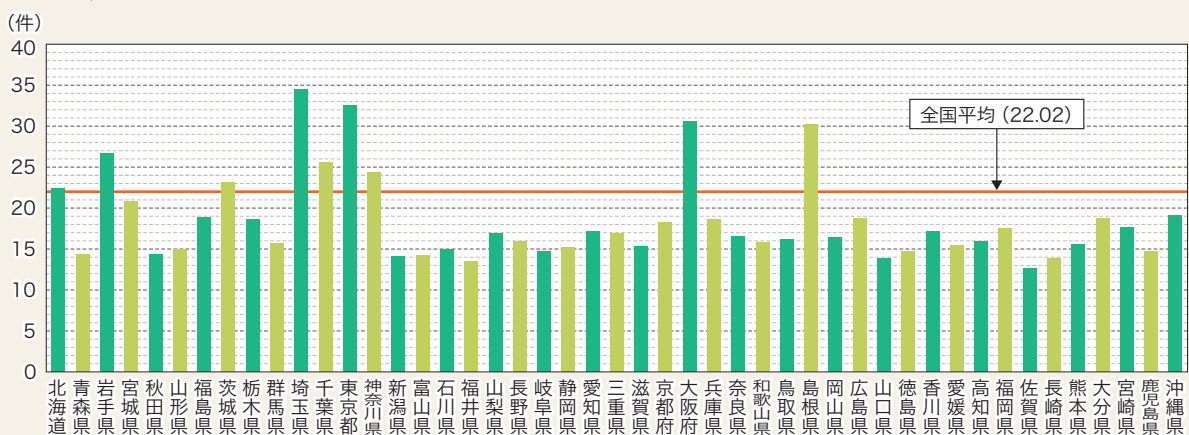
また、人口1万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-12のとおりである。埼玉が最も多く、次いで東京、大阪の順となっている。

資料 1-11 令和4年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-12 人口1万人当たりの令和4年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）



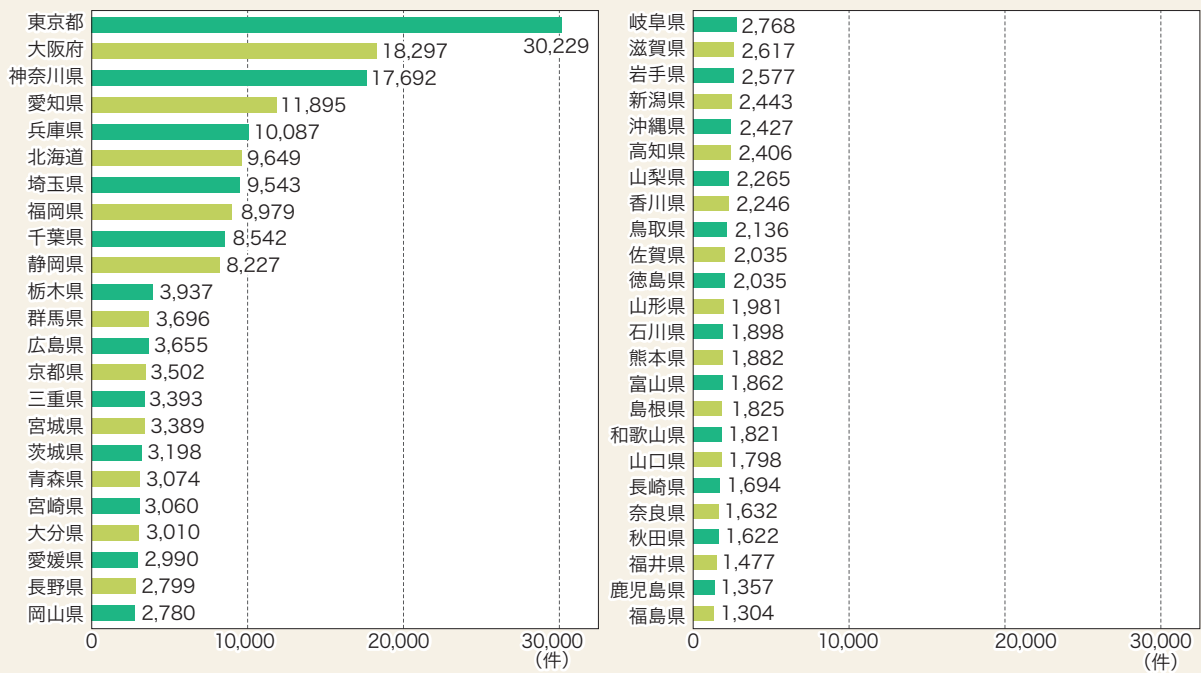
(注) 人口は、総務省統計局の「令和4年10月1日現在推計人口」データを参照した。

(2) 地方事務所

令和4年度の地方事務所別の問合せ件数は、資料1-13のとおりである。東京、大阪、神奈川を始めとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-14のとおりである。鳥取、高知、宮崎など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

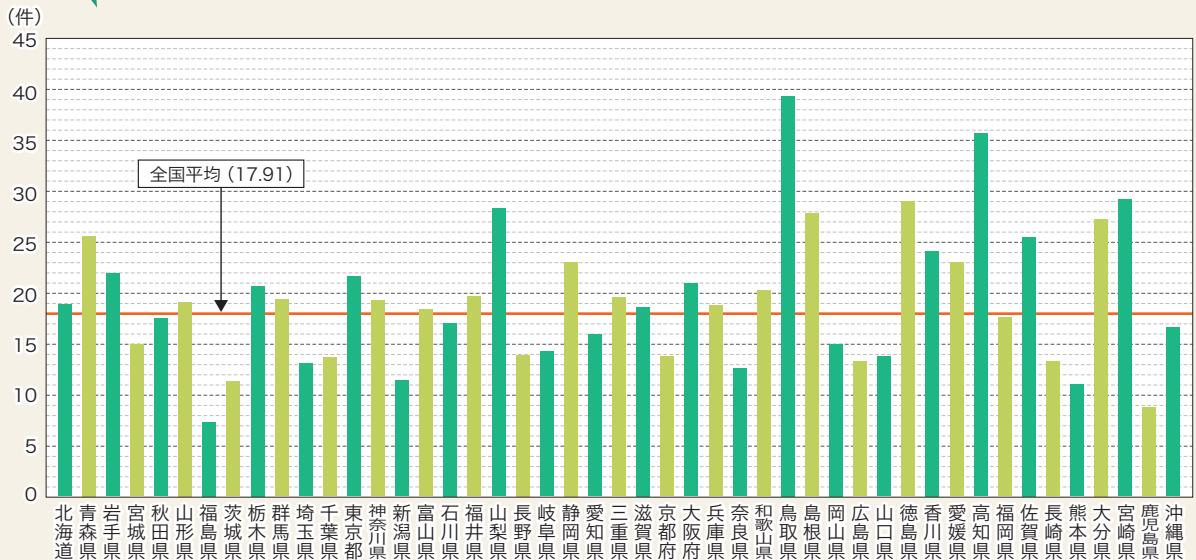
資料 1-13 令和4年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）



(注1) 北海道は札幌(4,387)、函館(1,462)、旭川(1,828)、釧路(1,972)の合計。

(注2) フテラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-14 人口1万人当たりの令和4年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

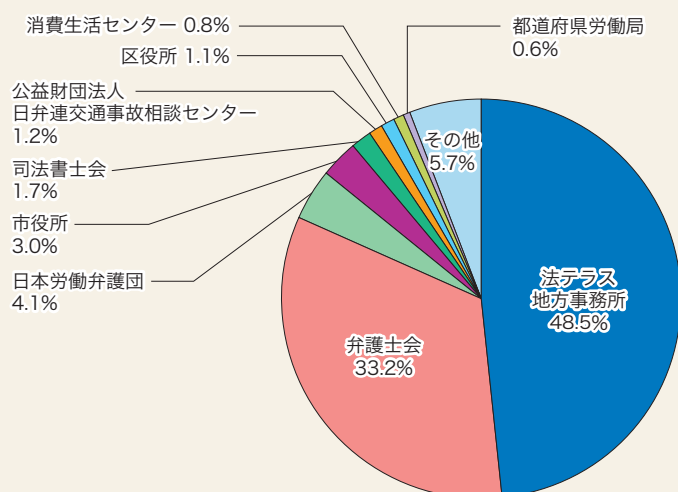


(注) 人口は、総務省統計局の「令和4年10月1日現在推計人口」データを参照した。

1-7 紹介先関係機関

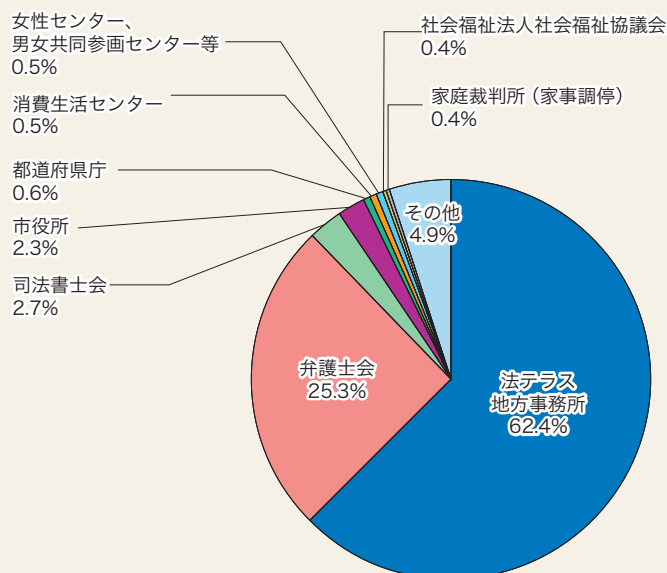
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じ、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索し、所在地や電話番号などを案内する。令和4年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対し、紹介した関係機関の内訳は、資料1-15、1-16のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-15 令和4年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-16 令和4年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

1-8 多言語情報提供サービス

(1) サービスの概要

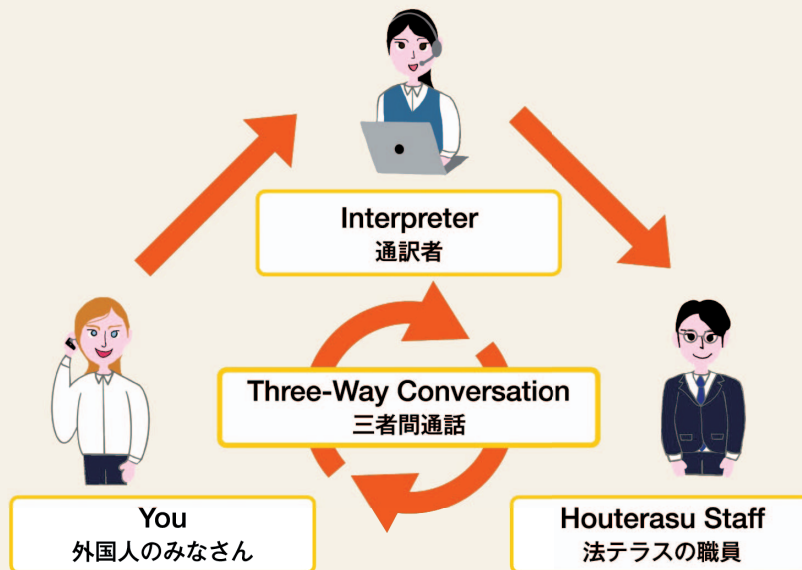
法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々も利用できるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であったために、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、用いる言語にかかわらず、適切な情報提供が受けられるように、平成25年度から「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は5言語で対応を開始し、その後、対応言語を追加するなどし、令和2年度からは英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語での対応を行っている。

(2) サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナイナイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者及び法テラス職員の3者間でつなぎ、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

資料 1-17 多言語情報提供サービスの流れ

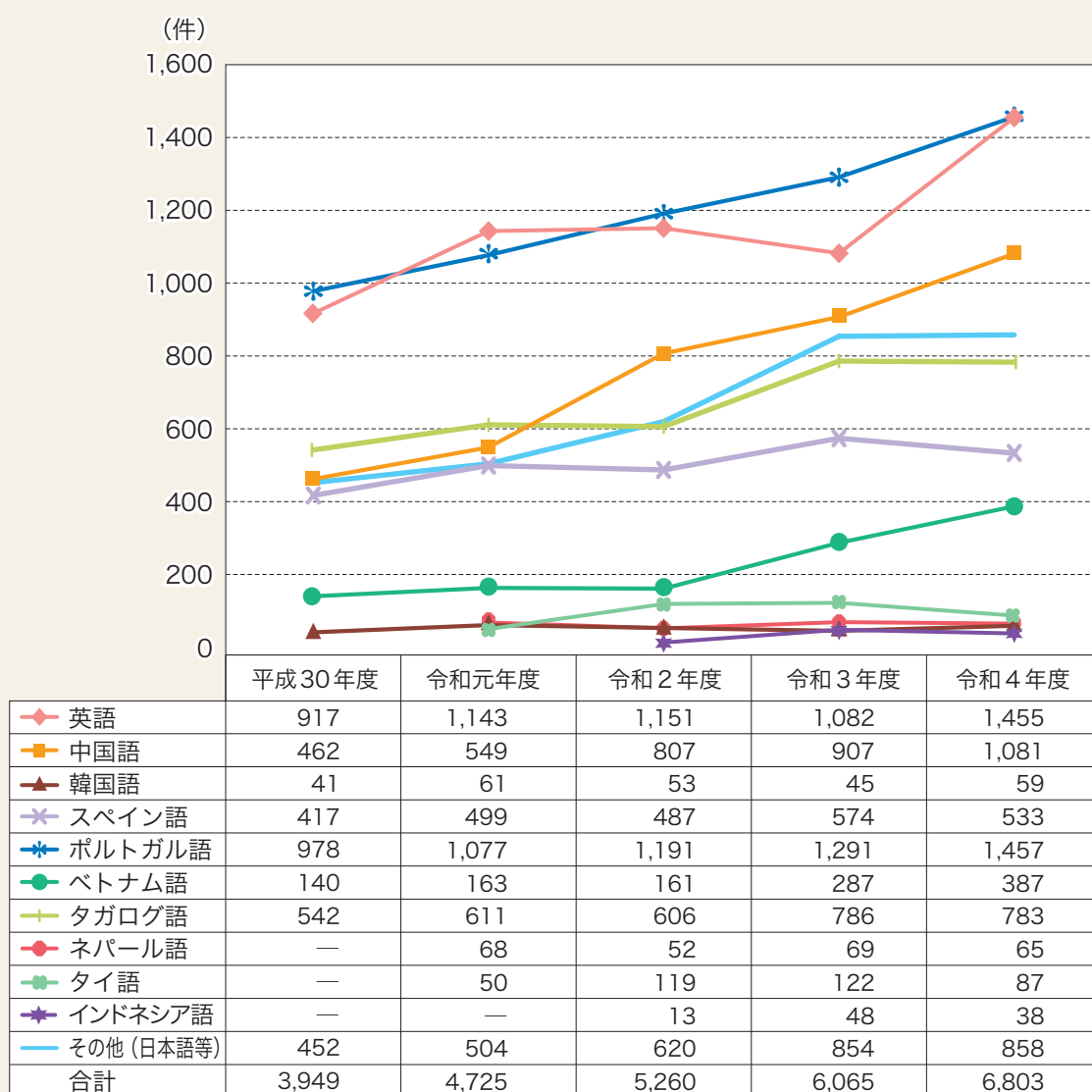


(注) 外国語リーフレットから抜粋

(3) 問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は、資料1-18のとおりである。問合せの合計件数は、サービスを開始した平成25年度から令和4年度まで増え続けており、今後も増加が見込まれる。言語別にみると、問合せ件数が特に多いのはポルトガル語と英語である。

資料 1-18 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移



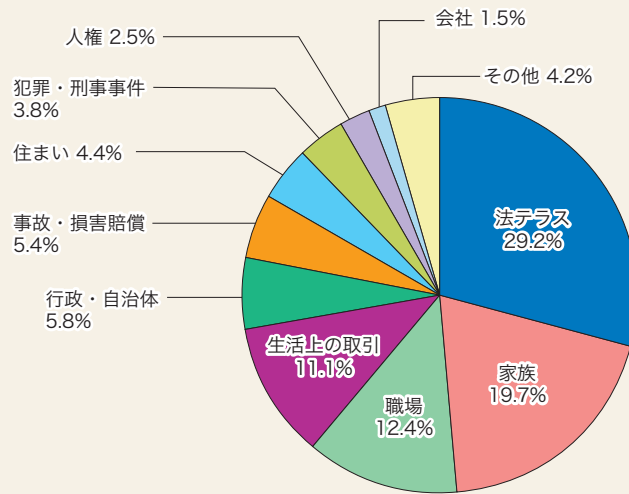
(注1) ネパール語とタイ語は令和元年度から対応を開始した。

(注2) インドネシア語は令和3年1月から対応を開始した。

(4) 問合せの傾向

令和4年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は、資料1-19のとおりである。離婚や子の親権など家族に関する問合せ、解雇や就労など職場に関する問合せ、法テラス地方事務所の電話番号など法テラスに関する問合せが多い。

資料 1-19 令和4年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳



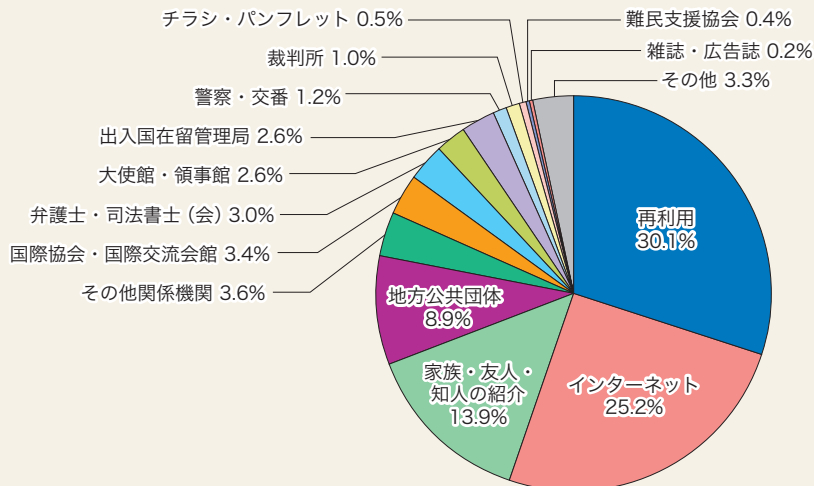
(注) 問合せ分野「会社」とは、会社の設立等に関する問合せである。

(5) 認知媒体

令和4年度における多言語情報提供サービスの認知媒体（注）の内訳は、資料1-20のとおりである。再利用の割合が高く、次いでインターネットとなっている。

(注) 認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

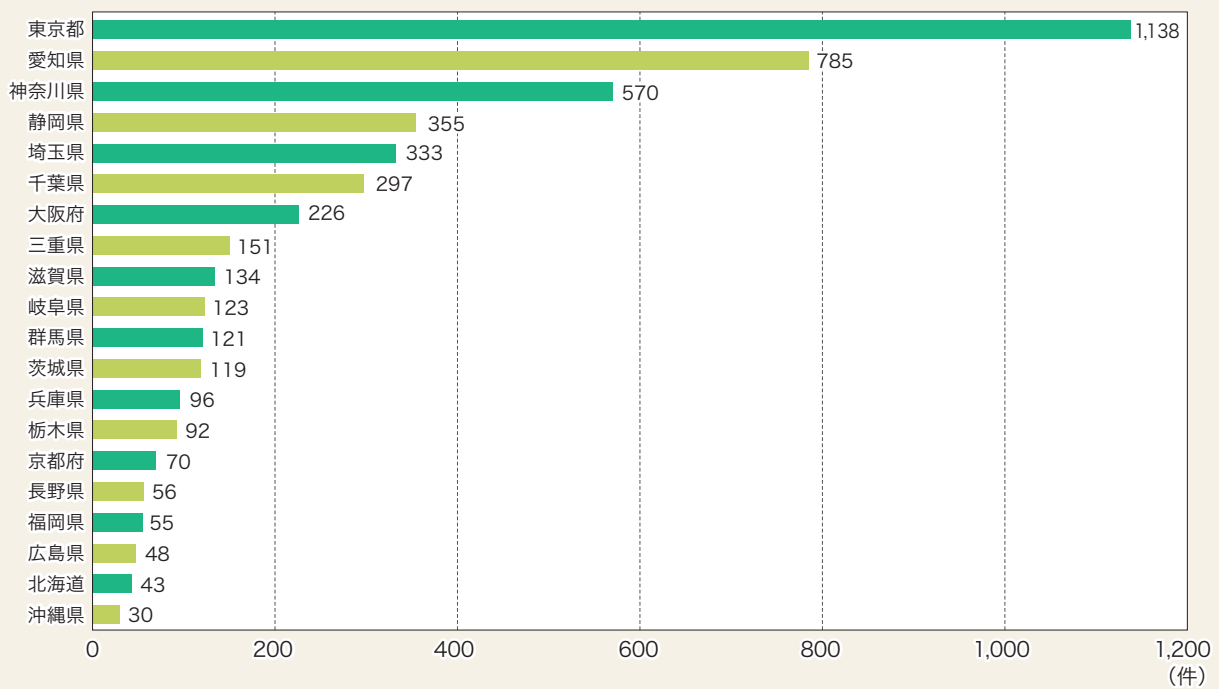
資料 1-20 令和4年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



(6) 利用者の地域分布

令和4年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-21のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。

資料 1-21 令和4年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数 (上位20都道府県)



1-9 外国人在留支援センター(FRESC)における取組

法テラスは、政府が令和2年7月に開設した「外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC / フレスク）」（以下「FRESC」という。）内に、「法テラス本部国際室」（以下「国際室」という。）を設置している。FRESCは、政府が外国人材の受入れ・共生のための取組を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき設立した外国人の在留支援に関する拠点であり、東京出入国在留管理局や東京労働局外国人特別相談・支援室等、4省庁8機関が入居している。

FRESCでは、入居機関が相互に連携・協力することを通じ、効果的かつ効率的に在留外国人が抱える様々な課題への対応に当たっている。国際室では、外国人や外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せに対して情報提供を実施したり、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談に対応したりするなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。

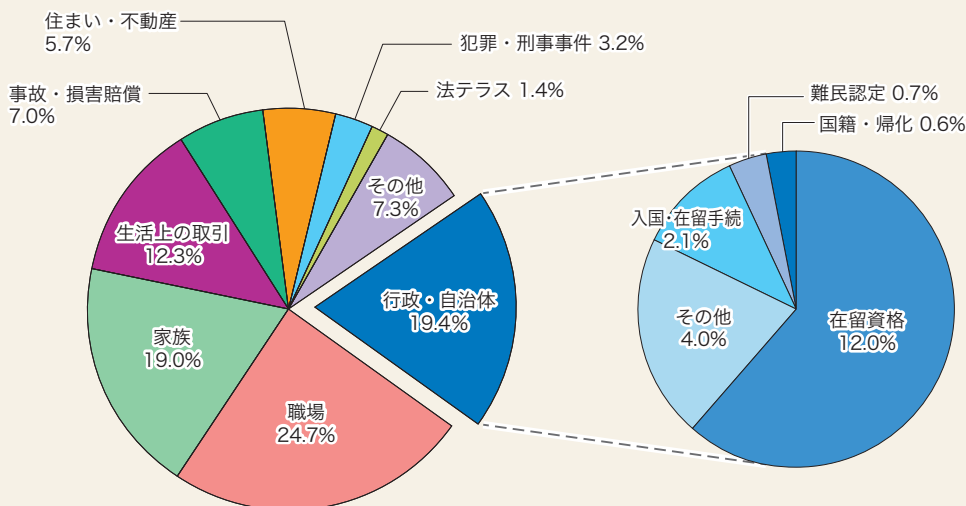
令和4年度の国際室の活動内容と実績は、以下のとおりである。

(1) 国際室における問合せの傾向

ア 問合せ内容

令和4年度の問合せ総件数は1,221件であり、このうち職場に関する問合せが最も多く、次いで行政・自治体の手続に関する問合せ、家族、生活上の取引に関する問合せと続いている。職場に関する問合せは解雇・退職に関するものが、行政・自治体の手続に関する問合せは在留資格に関するものがそれぞれ最も多い。

資料 1-22 令和4年度国際室における問合せ分野別内訳



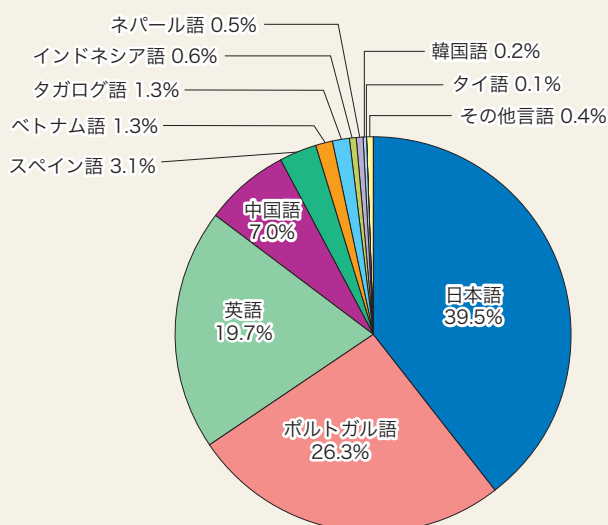
(注) 上記分野は、問合せの主たる内容に当てはまるものを選択してカウントしており、「家族」や「職場」とした問合せにも、在留資格の問題が含まれる場合がある。

イ 問合せ言語

日本語による問合せが最も多く、次いでポルトガル語、英語と続いている。日本語による問合せが多い理由は、日本語が話せる在留外国人や、自治体・民間の支援者等からの問合せが多いことによる。また、ポルトガル語による問合せが多い理由は、南米出身の日系人が多い地域に所在する地方事務所支部（浜松、三河）の入電の一次対応を代行していることによる。それらの代行分を除き、国際室への直接の問合せに限ると、日本語、英語、中国語の順となる。

資料 1-23

令和4年度国際室における言語別問合せ内訳



(2) 国際室における連携対応事例の紹介

ア 他のFRESC入居機関との連携対応事例の紹介

国際室では、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談を実施しており、連携の上で対応した事例には、以下のようなものがある。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例1：未払賃金・訴訟（被告）】

（相談要旨）外国籍の相談者は、「技能」の在留資格で料理人として飲食店で働いていた。職場環境が過酷だったため、給料の増額を求めたところ、退職勧奨を受け、すぐに辞めた。未払賃金があり、東京労働局外国人特別相談・支援室の支援によって解決したが、飲食店側から店に生じた損害の賠償を求める訴訟を提起された。

⇒（対応要旨）東京労働局外国人特別相談・支援室と同席相談を行った。同室からは、これまでの経緯などの情報が共有された。法テラスは、訴状の内容を確認し、争点となる部分を説明した。訴訟への対応を踏まえると、早急に代理人となる弁護士を探す必要があるため、法律相談へつないだ。

イ 地方事務所との連携対応事例の紹介

国際室では、解雇、離婚、死別等に伴い住居や在留資格を失う可能性が高く至急の対応が必要な場合、速やかに弁護士等との法律相談につながるよう対応している。このうち民事法律扶助の利用条件に該当する利用者については、法テラスの地方事務所と連携して法律相談を案内している。以下はその具体例である。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例2：労働条件】

（相談要旨）相談者は外国籍で、「特定技能」の在留資格を有している。入国前に受入れ企業から説明されていた条件が、入社後数日して示された雇用契約書と異なる。抗議したところ、自己都合退職を迫られ、仕事を与えてもらえない。また、給与から差し引かれている諸経費についても疑問がある。

⇒（対応要旨）自己都合退職には応じる必要がないことと、退職が在留資格に与える影響を説明した。契約書の中で問題となっている部分や給与に関しては、面談で弁護士に相談するよう、最寄りの法テラス地方事務所に取り次ぎ、法律相談へつないだ。

（3）外国人支援者等向けセミナーの開催

国際室では、外国人に対する法的支援能力の向上を目的として、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催している。外国人が関わることの多い問題について、毎回異なるテーマを取り上げ、基本的な法律知識を身に付けられるようにしている。令和4年度は、以下のテーマで計5回にわたるセミナーを開催し、参加人数は合計765人であった。



令和5年1月19日開催のセミナー「労働問題の基礎」のオンライン配信時の会場の様子（写真は一部加工しています。）

資料 1-24 令和4年度外国人支援者等向けセミナー実施状況

実施日	テーマ
令和4年 5月 19日	支援に役立つ在留資格の基礎知識
令和4年 8月 10日	無国籍問題や心理の壁から考える外国人の司法アクセス
令和4年 9月 15日	国際結婚の法律問題
令和5年 1月 19日	労働問題の基礎
令和5年 3月 1日	FRESC見学会&意見交換会

事例2：見て感じる法教育

「法の現場」見学ツアー

～裁判所・検察庁・法務局・弁護士会との共催による法教育～

広島

広島地方事務所では、例年、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会と連携し、一般市民を対象に、3つの機関の施設見学及び業務説明などを行う、「法の現場」見学ツアーを実施している。

憲法の精神や司法の役割に対する理解を深めることを目的として、令和4年度は、5月3日の憲法記念日を中心とした憲法週間、10月1日の法の日を中心とした法の日週間にちなみ、2回実施した。

法テラスでは、職員及び常勤弁護士から法テラスの業務やスタッフ弁護士の役割について説明し、事務室の見学会を行った。

参加者からは、「普段関わることが少ない『法』に携わる方々から話を聞けて、とても面白かった。」「司法の場を身近に感じることができ、とても有意義な時間だった。」などの声が寄せられた。



- [日 時] ①令和4年5月18日（水曜日）②令和4年10月18日（火曜日）
 [場 所] ①広島地方検察庁→広島地方裁判所→法テラス広島
 ②広島地方裁判所→広島地方検察庁→法テラス広島
 [参加人数] 各回10名
 [共 催] 広島高等裁判所、広島地方裁判所、広島家庭裁判所、広島高等検察庁、
 広島地方検察庁、広島法務局、広島弁護士会

事例3：ドキュメンタリー映画から学ぶ法教育

映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」

～認知症の母と耳の遠い父と離れて暮らす私～

福井

福井地方事務所では、認知症とともに生きることの大変さやその家族の苦勞など現在の高齢者社会を描いたドキュメンタリー映画である「ぼけますから、よろしくお願ひします。」を鑑賞していただき、一般市民の方に、自分自身にも起こりうる家族介護の問題や権利擁護について考えることをテーマとして、本作品の映画上映会を開催した。

参加者には、法テラスが発刊している成年後見等に関するQ&Aのリーフレットなどを配布し、上映前後に事務局長から法テラスの業務説明を、共催の福井県立図書館から成年後見制度などの関連図書を紹介を行った。

参加者から、「今後、自分がそういう状況になった時にどうしたらよいかとても参考になった。」「成年後見のことは全く分からないが知っておくべきことだと思った。」「法テラスのことを聞けたのも良かった。」などの声が寄せられた。

- [日 時] 令和4年10月8日（土曜日）
 [場 所] 福井県立図書館多目的ホール
 [参加人数] 36名
 [共 催] 福井県立図書館



事例4：自立のための法教育

私たちの身近な法律について

～知っておきたい法律に関する知識～

和歌山

和歌山地方事務所では、社会福祉法人和歌山県社会施設事業会アフターケア事業部すずらんと連携し、里親や児童養護施設等で生活する高校生や施設等退所予定児童を対象に、施設等を退所後に自活するための予備知識や心構えを身に付けることを目的として、ソーシャル・スキル・トレーニングの講習会を行った。

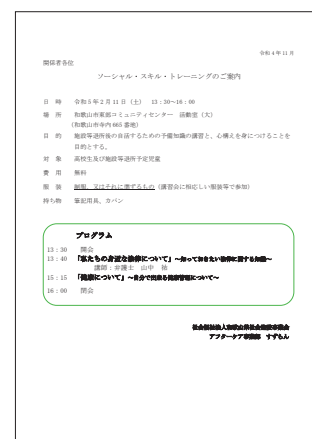
講習会では、山中祐弁護士（和歌山弁護士会）が、自転車の交通事故や架空請求・不当請求等の身近な法律問題について、実際の事例に基づいて、クイズ等も交えながら、高校生等にも分かりやすく解説した。

参加した高校生等からは、「自分が詐欺や事故にあわないように気を付けたいと思った。」「自分が日常的に行うことが事件につながることを知った。」等の感想が寄せられ、法律問題を身近な問題と捉えてもらうことができた。

- [日 時] 令和5年2月11日（土曜日）
 [場 所] 和歌山市東部コミュニティセンター
 [参加人数] 23名（高校生等12名、施設の職員等11名）
 [共 催] 社会福祉法人和歌山県社会施設事業会
 アフターケア事業部すずらん



無断使用・転載・複写等を禁止します。



事例5：若年層への法教育

成年年齢が18歳になったこと

埼玉

埼玉地方事務所では、幸手看護学校の1年生2年生に対して、成年年齢引下げに関する講演を行った。講師は、常勤弁護士2名が担当した。

講義では、成年と未成年の違いや若者世代に多い消費者被害など、成年年齢が引き下げられたことで、若者世代が気を付けなければならない事項について事例を交えつつ紹介した。参加した学生の多くは成年年齢引下げの影響を受ける世代であった。学生と一緒に参加した教諭からも「大変参考になった。」との声が寄せられた。

- [日 時] 令和4年12月16日（金曜日）
 [場 所] 幸手看護学校
 [参加人数] 52名



無断使用・転載・複写等を禁止します。